

〈訳注〉

『封氏聞見記』 訳注 (七)

高瀬 奈津子・江川 式部

本稿は、前稿に引き続き、唐の封演が撰した『封氏聞見記』 卷四の訳注を行う。卷四のうち、本稿では運次と降誕の訳注を行う。

〔一〕『封氏聞見記』 卷四・運次

【原文】

自古帝王五運之次、凡二説。鄒衍則以五行相勝爲義、劉向則以五行相生爲義。漢魏共遵劉説。國家承隨氏火運、故爲土德。衣服尚黃、旗幟尚赤、常服赭赤也。赭黃、黃色之多赤者、或謂之柘木染、義無所取。高宗時、王勃著大唐千年歷、一國家土運、當承漢氏火德。上自曹魏、下自隨室、南北兩朝、咸非一統、不得承五運之次。」勃言迂闊、未爲當時所許。天寶中、升平既久、上書言事者、多爲詭異、以希進用。有崔昌以勃舊説遂以上聞、元宗納焉。下詔以唐承漢、自隨以前歷代帝王皆屏黜之、更以周漢爲二王後。二歲、禮部試天下、造秀作土德。惟新賦、則其事也。及楊國忠秉政、自以隨氏之宗、乃追貶崔昌并當時議者、而復鄒介二公焉。

【訓読】

古より帝王五運の次は、凡そ二説あり（一）。鄒衍は則ち五行相勝を以て義と為し（二）、劉向は則ち五行相生を以て義と為す（三）。漢魏は共に劉説に遵う（四）。国家は隨（隋）氏の火運を承け（五）、故に土徳と為す。衣服黄を尚び、旗幟赤を尚び、常服は赭赤なり（六）。赭黄、黄色の赤多き者なり、或いは之れ柘木もて染めると謂うも、義取る所無し。高宗の時、王勃『大唐千年曆』を著し、「国家土運、当に漢氏の火徳を承く。上は曹魏自り、下は隨（隋）室自り、南北両朝、咸に一統に非ず、五運の次を承くるを得ず」と（七）。勃の言は迂闊にして、未だ当時の許す所と為さず。天寶中（七四二―七五六）、升平既に久し。上書もて事を言う者は多く詭異を為り、以て進用を希む。崔昌なるもの有り勃の旧説を以て遂に以て上聞す。元宗（玄宗）焉を納め、詔を下し唐は漢を承くるを以て、隨（隋）自り以前の歴代帝王は皆之を屏黜し、更むるに周漢を以て二王の後と為す（八）。二歳、礼部は天下を試み、秀作の土徳惟新賦を造らしむるは、則ち其の事なり（九）。楊国忠政を乗るに及んで、自ら隨（隋）氏の宗なるを以て、乃ち崔昌并びに当時の議者を追貶し、而して鄒・介二公に復す（一〇）。

【註釈】

（一）古より帝王五運の次は、凡そ二説あり。「五運」とは、五行の運行のこと。その順序には相勝（土・木・金・水・火）と相生（木・火・土・金・水）とがある。王朝交替の原理として提唱され、歴代の王朝は相勝あるいは相生の順に五行のいずれかの徳を受けて帝位にあるとされた。

（二）鄒衍は則ち五行相勝を以て義と為し。「鄒衍」（生没年不詳）は戦国時代の齊の臨淄（現在の山東省）の人で、陰陽家の思想家で、孟子よりやや後のころ人。鄒衍は、王朝の交替、歴史の変遷を土、木、金、火、水という五徳の循環によつて説明する、五行相勝説（相剋、または五徳終始説）をとなえた。すなわち、「木は土に勝ち、金は木に勝ち、火は金に勝ち、水は火に勝ち、土は水に勝つ」とされ、土徳にあたる黄帝の次は木徳に当たる夏王朝が興り、夏王朝の次は金徳に当たる殷王朝が興り、殷王朝の次には火徳に当たる周王朝が興り、周に代わつて天下を統一するのは水徳の王朝（秦）である、と説いた。これについては、『漢書』卷二五上・郊祀志上に、

自齊威・宣時、騶子之徒論著終始五德之運、及秦帝而齊人奏之、故始皇采用之。

とあり、「騶子之徒論著終始五德之運」の注に、

如淳曰、「今其書有五德終始。五德各以所勝為行。秦謂周為火德、滅火者水、故自謂水德。」師古曰、「騶子即騶衍。」とある。

(三) 劉向は則ち五行相生を以て義と為す。 劉向（前七九或いは七七―前八或いは六）は、本名は更生、成帝の即位後に向と改名。

字は子政、沛（現在の江蘇省沛県）の人。漢の高祖劉邦の弟楚元王交の子孫。成帝の時、外戚の横暴を牽制し、天子の鑑戒ともなるよう上古から秦漢に至る符瑞災異の記録を集めて『洪範五行伝論』一篇を著して上奏する。その他に『列女伝』・『説苑』・『新序』等の著作がある。『漢書』卷三六に列伝がある。五行相生とは、相勝説とは異なり、木・火・土・金・水の各元素が順々に、「水は木を生み、木は火を生み、火は土を生み、土は金を生み、金は水を生む」というように、前者が後者を生み出すことによって循環すると説いた。

(四) 漢魏は共に劉説に遵う 『漢書』卷二五下・郊祀志下に、

賛曰、漢興之初、庶事草創、唯一叔孫生略定朝廷之儀。若乃正朔服色郊望之事、數世猶未章焉。至於孝文、始以夏郊、而張倉據水德、公孫臣・賈誼更以為土德、卒不能明。孝武之世、文章為盛、太初改制、而兒寬・司馬遷等、猶從（公孫）臣（賈）誼之言、服色數度、遂順黃德。彼以五德之伝従所不勝、秦在水德、故謂漢挾土而克之。劉向父子以為帝出於震、故包羲氏始受木德、其後以母伝子、終而復始、自神農・黃帝下、歷唐虞三代而漢得火焉。故高祖始起、神母夜号、著赤帝之符、旗章遂赤、自得天統矣。…

とある。前漢では当初、相勝説によって水徳の秦の次である土徳としていたが、劉向・劉歆親子は火徳を主張した。この主張が取り入れられたのは、次の後漢の光武帝の時になってからである。『後漢書』卷一・光武帝紀・建武二年（二六）正月条に次のようにある。

（建武）二年正月…壬子、起高廟、建社稷於洛陽、立郊兆于城南、始正火徳、色尚赤。

(五) 国家は隋氏の火運を承け 隋の火徳については、『隋書』卷六〇・崔仲方伝に、次のような記述がある。

会帝崩、高祖為丞相、與仲方相見、握手極歛、仲方亦帰心焉。其夜上便宜十八事、高祖並嘉納之。又見衆望有帰、陰勸高祖応天受命、高祖従之。及受禪、上召仲方與高頴議正朔服色事。仲方曰、「晋為金行、後魏為水、周為木。皇家以火承木、得天之統。又聖躬載誕之初、

有赤光之瑞、車服旗牲、並宜用赤。」又勸上除六官、請依漢・魏之旧。上皆從之。進位上開府、尋轉司農少卿、進爵安固原公。

(六) 衣服黄を尚び、旗幟赤を尚び、常服は赭赤なり。 この「常服」は皇帝が日常的に着的る衣服のこと。唐代の皇帝が着用する

常服には色が決まっておらず、皇帝のみが使える色でもあった。すなわち、『旧唐書』卷四十五・輿服志・天子衣服条に、

其常服、赤黄袍衫、折上頭巾、九環帶、六合靴、皆起自魏・周、便於戎事。自貞觀已後、非元日冬至受朝及大祭祀、皆常服而已。とあり、同書同卷・輿服志・讌服条には、

武徳初、因隋旧制、天子讌服、亦名常服、唯以黄袍及衫、後漸用赤黄、遂禁士庶不得以赤黄為衣服雜飾。

とあるように、その色は赤みがかった黄色であった。本文の「赭赤」はこの「赤黄」である。

(七) 高宗の時、王勃『大唐千年……五運の次を承くるを得ず』と。「高宗」は唐の第三代皇帝高宗李治（在位六四九～六八三）の

こと。「王勃」(六四九?～六七六年?)は、字は子安、絳州龍門（現在の山西省運城市河津市）の人。初唐の詩人で、楊炯・盧照鄰・

駱賓王とともに「初唐の四傑」と称せられる。『旧唐書』卷一九〇上・文苑伝上、『新唐書』卷二〇一・文芸伝上にそれぞれ列伝がある。

彼の『大唐千年暦』は、『新唐書』卷五九・芸文志三に「王勃千歳暦」と著録されているが、「卷亡」とある。この内容について、『旧

唐書』卷一九〇上・文苑伝上には、次のようにある。

勃文章邁捷、下筆則成、尤好著書、撰周易發揮五卷及次論等書数部、勃亡後、並多遺失。有文集三十卷。勃聰警絶衆、於推歩曆算尤精、嘗作大唐千歳曆、言唐徳靈長千年、不合承周・隋短祚。其論大旨云、「以土王者、五十代而一千年。金王者、四十九代而九百年。水王者、

二十代而六百年。木王者、三十代而八百年。火王者、二十代而七百年。此天地之常期、符曆之数也。自黄帝至漢、並是五運真主。

五行已遍、土運復帰、唐徳承之、宜矣。魏・晋至于周・隋、咸非正統、五行之沴気也、故不可承之。」大率如此。

(八) 天宝中、升平既に久し。上……周漢を以て二王の後と為す。「天宝」は玄宗期の年号で、西暦七四二～七五六年。「元宗」とは、

唐の第六代玄宗李隆基（在位七一二～七五六）のこと。『新唐書』卷二〇一・文芸伝上・王勃伝に、

天宝中、太平久、上言者多以詭異進、有崔昌者采勃旧説、上五行応運曆、請承周・漢、廢周・隋為閏、右相李林甫亦賛佑之。集公卿議可否、集賢學士衛包・起居舍人闕伯璵上表曰、「都堂集議之夕、四星聚於尾、天意昭然矣。」於是玄宗下詔以唐承漢、黜隋以前

帝王、廢介・鄒公、尊周・漢為二王後、以商為三恪、京城起周武王・漢高祖廟。授崔昌太子贊善大夫、衛包司虞員外郎。とある。また、『旧唐書』卷二四・礼儀志四には、次のようにある。

(天宝) 九載九月、処士崔昌上大唐五行応運曆、以王者五十代而一千年、請国家承周・漢、以周・隋為閏。十一月、敕、「唐承漢後、其周武王・漢高祖同置一廟并官吏。」

また、「二王」とは、現王朝がその前二代の王朝の子孫に王や公などの爵位と封邑を与え、その王朝の宗廟を祀り、正朔服色を行うことを許した。もともとは、周が夏の子孫を「杞」、殷の子孫を「宋」にそれぞれ封建し、「二王」として礼遇したことに由来する。『唐会要』卷二十四・二王三恪条によると、

武徳元年(六一八) 五月二十三日、詔曰、革命創業、礼学変于三王。修廢繼絶、徳沢隆于二代。是以鳴条克罰、杞用夏郊。牧野降休、宋承殷祀。爰及魏晋、禅代相仍、山陽賜号于当塗、陳留受封于典午。上天迴睇、授曆朕躬、隋氏順時、遜其宝位。敬承休命、敢不対揚、永作我賓、宜開土宇。其以莒之鄒邑、奉隋帝為鄒公、行隋正朔、車旗服色、一依旧章、仍立周後介国公、共為二王後。」

とあるように、北周と隋を二王とした。ところが、永淳元年(六八二) 十一月一日には、周王朝と漢王朝を二王とすると改めたが、神龍元年(七〇五) 五月十日に再び北周と隋を二王後とした(『唐会要』卷二十四・二王三恪条)。この時はそれに続く変更となった。

(九) 二歳、礼部は天下を試み、秀作士徳惟新賦を造らしむるは、則ち其の事なり。 「礼部」とは、尚書省六部の礼部のこと。唐代の科挙では、開元二十四年より礼部が試験を担当した。科挙の進士科の試験科目には詩賦の創作もあり、試験では、題目を与えて詩賦を作らせていた。ここでは、礼部が進士科の試験で「士徳惟新賦」を作らせたことをいうのであろう。

(一〇) 楊国忠政を乘るに及んで、……追貶し、而して鄒・介二公に復す 「楊国忠」(?、七五六) は、唐の玄宗期の権臣。本名は釗、のちに玄宗より国忠の名を賜る。楊貴妃のいとこ。はじめは宰相の李林甫と結託していたが、李林甫が死ぬと、天宝十一載(七五二) 十一月に右相兼文部尚書となり、実権を握った。『旧唐書』卷一〇六及び『新唐書』卷二〇六・外戚伝にそれぞれ列伝がある。前掲注(八) の『新唐書』卷二〇一・文芸伝上・王勃伝には、前引の文に続けて、

楊国忠為右相、自称隋宗、建議復用魏為三恪、周・隋為二王後、鄒・介二公復旧封、貶崔昌烏雷尉、衛包夜郎尉、閻伯璵涪川尉。

とする。『新唐書』卷七一下・宰相世系表一下の楊氏条によると、楊国忠は、後漢の楊震の子楊奉の八世孫楊結の子楊珍の末裔にあたる。隋室楊氏も同じく後漢の楊震から続く弘農楊氏であることから、楊国忠は自らが「隋の宗」、すなわち隋の一族であるとの理由から、再び周と隋を二王に戻すための建議を行ったという。一方、『冊府元龜』卷四・帝王部・運歴門に、

(天寶) 十二載(七五三) 五月己酉、復以魏・周・隋依旧為恪及二王後、其本封韓公・介・鄜等公如故。……及是、楊国忠根本(李)

林甫之短、乃奏曰、「周・漢遠不当為二王後、衛包助邪、独與林甫計議、大紊彝倫。」上疑之、下包獄案鞫。遂貶為夜郎郡夜郎尉。

崔昌為玉山郡烏雷尉、並員外置。

とあるように、この二王に関する措置には、楊国忠による李林甫一派の排除という目的があったことが分かる。

【現代語訳】

古より帝位が交替する五行の運行には二説がある。鄒衍は五行相勝説を正義とし、劉向は五行相生説を正義として説いた。後漢と三国時代の魏はどちらも劉向の説に従った。唐朝は隋朝の土徳を継ぎ、火徳とした。衣服は黄色をたつとび、旗とのぼりは赤色をたつとび、皇帝が着る常服は赤みがかつた黄色である。「赭黄」とは、黄色で赤味がかつているもの、あるいはシャボクによつて染めたものというが、道理として取れるものはない。高宗の時、王勃は『大唐千年曆』を著し、「唐朝の土徳は、漢朝の火徳を継いだもので、三国時代の魏から隋朝までの、南北両朝は、いずれも統一王朝ではないので、五行の運行の循環を受け継ぐことはできない」と記した。王勃の言葉は実際の事情に適さないで、当時の人々から受け入れられなかった。天寶年間、長く平和な世の中が続くと、上書して議論する者には、奇怪な事柄を記して、取り立てられることを願うものが多かった。崔昌という人物は、王勃が以前に述べた説を用いて、ついにこの説によつて(『五行応運曆』を作つて)朝廷に奏聞すると、玄宗皇帝はこの意見を受け入れ、詔を出して、唐朝は(統一した王朝として)漢朝の後を継いでいるので、隋朝より前の歴代皇帝の子孫を退け、周と漢を(唐朝の)前々王朝と前王朝として、それらの王朝の皇帝の子孫を二王の後とした。二年の間に、礼部が科挙の進士科の試験で優れた「土徳惟新賦」を作らせたのはそのためである。ところが、楊国忠が権勢を握ると、彼は自らが隋の宗室と同じ一族であるという理由で、崔昌と当時の議論に加わつた者たちに対して、その過失

をとがめて降格し、そうして（隋の皇帝の子孫である） 酈公と（北周の皇帝の子孫である） 介公を再び（唐朝の） 前々王朝と前王朝の皇帝の子孫に戻した。

（高瀬 奈津子）

本研究は JSPS 科研費 17K03140 の助成を受けたものである。

〔二〕封氏聞見記・卷四・降誕

【原文】

近代風俗、人子在膝下、毎生日有酒食之會。孤露之後、不宜以此日爲歡會。梁元帝少時、每以誕載之晨、輒設齋講經。洎阮脩容歿後、此事亦絕。太宗曾以降誕日謂長孫無忌曰、「今日是朕生日。俗云『生日可喜樂』。以吾之情翻感思。」因泣下。中宗常以降誕宴侍臣貴戚于內庭、與學士聯句柏梁體詩。然則國朝以來、此日皆有宴會。玄宗開元十七年、丞相張說遂奏以八月五日爲千秋節、百寮有獻承露囊者。是日皇帝御樓張樂、傾城縱觀、天下士庶皆爲賞樂。其後又改爲天長節。肅宗因前事、以降誕日爲天平地成節。代宗雖不爲節、猶受諸方進獻。今上即位、詔公卿議。吏部尚書顏真卿準奏「禮經及歷代帝王無降誕日、惟開元中始爲之。又復本意以爲節者、喜聖壽無疆之慶、天下咸賀、故號節曰「千秋」、萬歲之後、尚存此日以爲節假、恐乖本意。」於是勅停之。

【訓読】

近代の風俗、人子膝下に在りて（一）、生日毎に酒食の会有り。孤露の後（二）、宜く此日を以て歡會を為すべからず。梁元帝少き時、毎に誕載の晨を以て、輒ち齋を設け經を講ぜしむ（三）。阮脩容歿後に洎び（四）、此の事も亦た絶ゆ。太宗曾て降誕日を以て長孫無忌に謂ひて曰く、「今日は是れ朕が生日なり。俗に云う『生日は喜樂すべし』と。吾の情を以て翻りて感思す」と（五）。因りて泣下す。中宗常に降誕を以て侍臣・貴戚を内庭に宴し、學士と柏梁體詩を聯句す（六）。然らば則ち國朝以來、此日は皆な宴会有り（七）。玄宗開元十七年、丞相張說遂に八月五日を以て千秋節と為さんことを奏し（八）、百寮の承露囊を獻ずる者有り（九）。是の日、皇帝樓に御して樂を張り、傾城縱觀す（一〇）、天下の士庶は皆な賞樂を為す。其の後、又た改めて天長節と為す（一一）。肅宗は前事に因りて、降誕日を以て天平地成節と為す（一二）。代宗は節と為さざると雖も、猶お諸方の進獻を受く（一三）。今上即位し、公卿に詔して議せしむ。吏部尚書顏真卿準りて奏するに（一四）「礼經及び歷代帝王に降誕日無く、惟だ開元中に始めて之を為す。又た本意を復するに、節と為すは、聖壽無疆の慶を喜び（一五）、天下咸な賀するを以て、故に節を号して「千秋」と曰う。万歲の後、尚お此の日を存して

以て節假と為すは、本意に乖るを恐る」と。是に於て勅もて之を停む。

【註釈】

(一) 近代の風俗、人子膝下に在りて 「近代」は遠くない過去の時代。「膝下」は両親の膝元の意、転じて幼少の頃をいう。

(二) 孤露の後 「孤露」は保護者のいない状況、また片親或いは両親に死別した者。

(三) 梁元帝少き時、毎に誕載の晨を以て、輒ち齋を設け経を講ぜしむ 「梁元帝」は、南朝梁の孝元帝・蕭繹(在位五五二〜五五五)。「誕載」は生まれた日、「晨」は早朝のこと。「齋」はおとぎ、すなわち仏教の齋会をいう。『梁書』卷五・元帝本紀には、

世祖孝元帝諱繹、字世誠、小字七符、高祖(武帝・蕭衍)第七子也。天監七年(五〇八)八月丁巳生。……承聖元年冬十一月丙子、

世祖即皇帝位於江陵。……己卯、立王太子方矩為皇太子、改名元良。……追尊所生妣阮脩容為文宣太后。

とあり、元帝の生日は八月六日であった。

(四) 阮脩容歿後に泊ひ 「阮脩容」とあるところの「脩容」は、宮中の女官の官階名で、正二品。前掲註(四)に引く『梁書』元帝

紀の史料にあるように、阮脩容は武帝・蕭衍(四六四〜五四九)の側室で、元帝の生母であった。『梁書』卷七・阮脩容伝には、

高祖阮脩容諱令羸、本姓石、会稽餘姚人也。齊始安王遙光納焉。遙光敗、入東昏宮。建康城平、高祖納為綵女。天監七年八月、生

世祖。尋拜為脩容、常隨世祖出蕃。大同六年(五四〇)六月、薨于江州内寝、時年六十七。其年十一月、婦葬江寧東通望山。謚曰

宣。世祖即位、有司奏追崇為文宣太后。

とある。

(五) 太宗曾て降誕日を以て長孫無忌に謂ひて曰く、……吾の情を以て翻りて感恩すと 「太宗」は唐太宗・李世民(五九九〜

六四九。在位六二七〜六四九)、高祖・李淵の第二子、母は太穆皇后竇氏。「降誕日」は皇帝の生日のことで、李世民的生日は、隋・

開皇十七年十二月十六日である。長孫無忌(？〜六五九)は、字は輔機、河南洛陽人。北齊・隋の將軍であった長孫晟の子で、太宗の

長孫皇后の兄でもあり、皇戚であると同時に元勳として太宗に仕えた。太宗朝では尚書右僕射、司空・司徒などの要職を務め、次の高宗朝でも宰相として朝政を補佐したが、高宗の武后立后に反対し、黔州に左遷される途中、自ら縊死した。『旧唐書』巻七、『新唐書』巻一三に伝がある。「感恩」は、心に感じ思うの意。

(六)中宗常に降誕を以て侍臣・貴戚を内庭に宴し、学士と柏梁体詩を聯句す 唐中宗・李顕(六五六～七一〇)。在位六八四・二月～二月、七〇五～七一〇)は、高宗の第七子、母は則天武后。生日は顯慶元年(六五六)十一月五日)。「貴戚」は君主の親戚の意、「内庭」は宮中のこと。「学士」はこのとき、修文館学士をさす。修文館は別名を弘文館ともいい、高祖武徳四年(六一二)に設置され、のち太宗朝では弘文館と改称されて、書籍の収集や整理が行われた。中宗神龍元年(七〇五)に、中宗の実兄である故太子の子李弘の諱を避けて「昭文館」と改称、翌景龍二年(七〇八)四月に再び修文館と改められ、大学士四人、直学士八人、学士十二人を置いた。学士には公卿らから文才のある者が選ばれた。「柏梁体」とは詩の一種で、前漢の武帝が長安に柏梁臺を落成したときに、群臣を集めて作らせたとされる七言聯句の詩に由来する。「聯句」は、各人が一句ずつ作って一編の詩を作成することで、連句ともいう。

漢武帝の柏梁臺については、『三輔黄圖』巻五・臺榭に、次のようにある。

柏梁臺、武帝元鼎二年(前一二五)春起。此臺在長安域中北闕内。三輔旧事云「以香柏為梁也、帝嘗置酒其上、詔群臣和詩、能七言詩者乃得上。太初中(前一〇四)臺災」。

なお、中宗の生日の宴会で作成された柏梁体の聯句は、『全唐詩』巻二に、期年は不詳ながら、以下の一句が収載されている。

「十月誕辰内殿宴群臣效柏梁体聯句」

潤色鴻業寄賢才(李顕)、叨居右弼愧塩梅(李嶠)。

運籌帷幄荷時来(宗楚客)、職掌図籍濫蓬萊(劉憲)。

両司謬忝謝鐘裴(崔湜)、礼楽銓管效涓埃(鄭愔)。

陳師振旅清九垓(趙彦昭)、欣承顧問侍天杯(李適)。

銜恩献寿柏梁臺(蘇頲)、黄縑青簡奉康哉(盧藏用)。

鯁生侍従忝王枚(李义)、右掖司言実不才(馬懷素)。

宗伯秩礼天地開(薛稷)、帝歌難統仰昭回(宋之問)。

微臣捧日變寒灰(陸景初)、遠慚班左愧遊陪(上官婕妤)。

中宗の生日は十一月五日なので、前者の「十月誕辰」は十一月の誤りかと思われる。

(七) 然らば則ち国朝以来、此日は皆な宴会有り 「国朝」は唐朝。なお、唐皇帝の生日は、『旧唐書』の本紀や『冊府元龜』卷二・

誕聖条等によれば、以下のとおり。

高祖 北周天和元年(五六六) 十一月二十四日

太宗 隋開皇十七年(五九七) 十二月十六日 ※『冊府元龜』卷二では「開皇十八年」

高宗 貞觀二年(六二八) 六月十五日

中宗 顯慶元年(六五六) 十一月五日

睿宗 龍朔二年(六六二) 六月一日

玄宗 垂拱元年(六八五) 八月五日

肅宗 景雲二年(七一) 九月三日

代宗 開元十四年(七二六) 十月十三日

徳宗 天寶元年(七四二) 四月十九日

順宗 上元二年(七六一) 正月十二日

憲宗 大曆十三年(七七八) 二月十四日

穆宗 貞元十一年(七九五) 七月六日

敬宗 元和四年(八〇九) 六月七日 ※『冊府元龜』卷二では「六月九日」

文宗 元和四年(八〇九) 十月十日

武宗 元和九年（八一四）六月十二日 ※『冊府元龜』卷二では「六月十一日」

宣宗 元和五年（八一〇）六月二十二日

懿宗 大和七年（八三三）十一月十四日

僖宗 咸通三年（八六二）五月八日

昭宗 咸通八年（八六七）二月二十二日

哀帝 景福元年（八九二）九月三日

（八）玄宗開元十七年、丞相張說遂に八月十五日を以て千秋節と為さんことを奏し 玄宗・李隆基（六八五〜七六二。在位七一〜七五六）は睿宗の第三子、母は昭成皇后竇氏。張說（六六七〜七三二）は、字は道成、河南洛陽人。則天武后のときに對策に應じて、太子校書を授けられた。のち中宗・睿宗に仕え、玄宗朝では開元初に中書令、のち開元九年（七二二）には兵部尚書同中書門下平章事となった。ここには張說の名が挙げられるのみだが、『旧唐書』卷八・玄宗本紀には、

（開元十七年）八月癸亥（五日）、上以降誕日、讌百僚于花萼楼下。百僚表請以毎年八月五日為千秋節、王公已下獻鏡及承露囊、天下諸州咸令讌樂、休暇三日、仍編為令。從之。

とあるほか、『冊府元龜』卷二・帝王部・誕聖の玄宗条には、

開元十七年八月癸亥（五日）、以降誕之日、大置酒張樂、宴百僚於花萼楼下。終宴、尚書左丞相源乾曜・右丞相張說、率文武百官等上表曰「……臣等不勝大願、請以八月五日為千秋節、著之甲令、布於天下、咸令宴樂、休暇三日。群臣以是日獻甘露醇酎、上萬歲壽酒。王公戚里、進金鏡綬帶、士庶以糸結承露囊、更相遺問。村社作壽酒宴樂、名為養白帝、報田神。……」。帝手詔報曰「凡是節日、或以天氣推移、或因人事表記。八月五日、当朕生辰、感先聖之慶靈、荷皇天之眷命、卿等請為令節、上獻嘉名、勝地良游、清秋高興、百穀方熟、万宝以成、自我作古、拳無越礼、朝野同歡、是為美事。依卿來請、宜付所司。」

とあって、このときの上表が百官によって行われたものであったことが記されている。皇帝の生日に慶賀の行事を大々的に行うことは、開元十七年に玄宗の生日である八月五日を誕節としたのが嚆矢である。葉德祿「唐帝誕辰祝賀考」、『輔仁學志』九一、一九四〇

年)、池田温「天長節管見」(同『東アジアの文化交流史』、吉川弘文館、二〇〇二年。初出は一九八七年)、張沢咸「唐代的節日」(『文史』三七、一九九三年)、郭紹林「論隋唐時期慶生辰」(『陝西師範大學報』一九八八―三、一九八八年)等を参照。

(九) 百寮の承露囊を献する者有り 「承露」とは、天露を承けること。漢の武帝が長安・建章宮に設けた「承露盤」が有名で、集めた天露を飲むと、不老長寿が得られると信じられていた。「囊」はふくろ。

(一〇) 皇帝樓に御して樂を張り、傾城縦観す 「樓」は、前掲註(八)に引く『旧唐書』玄宗本紀の記事から、興慶宮の花萼樓とみてよい。「傾城」は都城が傾くほどの騒ぎをいう。「縦観」は自由に観ること。

(一一) 其の後、又た改めて天長節と為す 千秋節は、天寶七載(七四八)に「天長節」と改められた。『旧唐書』卷九・玄宗本紀には「(天寶七載)秋八月己亥朔、改千秋節为天長節」とあり、また『冊府元龜』卷二・帝王部・誕聖の玄宗条に、

天寶七載七月、文武百官・刑部尚書兼京兆尹蕭照等及宗子咸上表、請改千秋節为天長節。従之。

とあり、ここでは「七月」としている。

(一二) 肅宗は前事に因りて、降誕日を以て天平地成節と為す 肅宗・李亨(七一―七六二)在位七五六―七六二)は、玄宗の第三子、母は元献皇后楊氏。「前事」は玄宗朝に降誕日を節日としたこと。『冊府元龜』卷二・帝王部・誕聖の肅宗条には、

肅宗……至德元年七月即位、二年九月戊寅、以降誕日、王公已下咸有進献。帝以行在不受。……(乾元)二年九月丙寅、帝降誕日、

宴百官於宣政殿前、賜絹三千匹。上元二年九月、天成地平節一臣欽若等曰、史不書置節年月、於三殿置道場。

とあり、宋・王欽若が夾注に述べるように、節日設置がいつであったのか、史料にはみえない。安史の乱中であり、また先皇の玄宗が存命中でもあったために、肅宗は誕節を公布しなかつたのだろう。

(一三) 代宗は節と為さざると雖も、猶お諸方の進献を受く 代宗・李豫(七二六―七七九)在位七六二―七七九)は、肅宗の長子で、母は章敬皇太后呉氏。『冊府元龜』卷二・帝王部・誕聖の代宗条には、

宝応元年四月即位。十月、宰臣等上言、「今月十三日、皇帝降誕日。望准天長節休假三日。」帝以山陵未畢、不許。宰臣又上言休假一日。従之。永泰二年十月降誕日、諸道節度使進献珍玩・衣服・名馬二十余万計、以陳上寿。自是以為常。

とあり、節日の名称は設けていないものの、その日は休日とし、また各地の節度使より進献を受けていたことが記されている。

(一四) 今上即位し、公卿に詔して議せしむ。吏部尚書顔真卿準りて奏するに 「今上」は徳宗・李适(七七二～八〇五)。在位

七七九～八〇五)。代宗の長子で、母は睿真皇后沈氏。大曆十四年(七七九)五月に、父・代宗の崩御にともない即位した。

顔真卿(七〇九～七八五)は、字は清臣、琅邪臨沂人。開元二十五年(七三七)に進士に及第して官途につき、玄宗朝で殿中侍御史に任ぜられた。肅宗朝で憲部(刑部)尚書、代宗朝で撫州・湖州刺史等を務めたのち中央に戻って吏部尚書となり、代宗崩御の際には礼儀使を兼任して代宗葬儀の責任者を務めた。顔真卿が吏部尚書の任にあったのは、代宗大曆十三年(七七八)三月から、徳宗建中元年(七八〇)八月の間である。

徳宗の降誕日は、四月十九日であり、この議は大曆十四年五月の徳宗即位から、顔真卿が吏部尚書を辞める建中元年八月までの間に行われたことが推察されるが、詳細については他史料に見えず不詳。

(一五) 本意を復するに、節と為すは、聖寿無疆の慶を喜び、天下咸賀するを以て 「本意」は本来の意味。「聖寿無疆」は皇帝の寿命が無限であること。

なお、『唐会要』巻二九・節日条には、

元和二年……其年二月、御史大夫李元素・太常卿高郢等上言、「玄宗・肅宗降誕日、據太常博士王涇奏、『按礼経及歴代典故、竝無降誕日為節假之説。惟国朝開元十七年、左丞相源乾曜、以八月五日是玄宗降誕之辰、請以此日為千秋節、休假一日。群臣因献甘露万歳酌酒。士庶村社宴楽、由是天下以為常。乾元元年、太子太師韋見素、以九月三日肅宗降誕之辰、又請以此日為天平地成節、休假一日。自後代宗・徳宗・順宗即位、雖未別置節日、每至降誕日、天下亦皆休假。臣以為乾曜・見素等所奏以為節假者、蓋當時臣子之心、喜君父聖寿無疆、以為榮慶。今園陵既修、升祔將畢、謹尋礼意、不合更存休假之名。請付尚書省集百官與学官參議。』敕宜依者。臣等聞君子名之必可言、言之必可行。故可言不可行、君子不言。伏以玄宗・肅宗・代宗・徳宗・順宗五聖、威靈在天已久、而當時慶誕猶存、正可言不可行之礼、請依王涇奏議、竝停。」制可。

とあり、本訳注で底本とする『封氏聞見記校証附引得』では、ここにみえる王涇の奏文の内容が、『封氏聞見記』の本条にある顔真卿

の奏文と類似する点を指摘して「此王涇奏與封氏所記顔真卿奏甚類。恐為一事兩伝」と述べている。

【現代語訳】

近代の風俗では、人がまだ幼少の頃は、誕生日ごとに食事会を開くのだが、独り立ちすればこの日に宴会を行うことはしない。梁の元帝が若いときには、誕生日（の午前中）に齋会を設けて仏経を講義させていたが、（生母の）阮脩容が亡くなられた後は、この事も取りやめとなった。太宗はかつて誕生日に長孫無忌に「今日は朕の生日である。俗に「生日は楽しく過ごすべきだ」という。しかし我が心は、かえって（昔を思い出して）感慨に痛むのだ」と言い、涙を流した。中宗は誕生日に皇族らを宮中に（招いて）宴し、学士らと柏梁体詩を聯句した。そのようなならば、国朝以来、この日は皆な宴会が行われたのである。玄宗開元十七年、丞相の張説が、八月五日の降誕日を千秋節とし、百官が承露囊を（皇帝に）献上することを奏上した。この日、皇帝は楼（花萼楼）に登って音楽を演奏させ、都の人々はこぞってこれを観覧し、天下の士人も庶民も、皆な音楽を楽しんだ。その後、（千秋節は）また天長節と改められた。肅宗は前朝にならって誕生日を天平地成節とした。代宗は節とはしなかったけれども、各地（の藩鎮）から進献を受けた。今上陛下が即位されると、公卿らに詔して議論させた。吏部尚書の顔真卿は「礼経や歴代帝王をみましても、帝王には降誕日のことがありません。ただ開元中に初めてこれを作ったのです。またその本来の意味を考えますに、節とするのは、（陛下の）聖寿が無限であることを喜び、天下がみな賀することを以て、それゆえに節を「千秋」と号すのです。万歳の後、なおこの日を休日とすることは、本来の意義に反するのではないのでしょうか」と申し上げた。そこで（陛下は）敕によってこれをおやめになったのである。

（江川 式部）

附記 本稿は JSPS 科研費 19H01325・18K01005・18H00700・16H05678 の助成を受けたものである。